

岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助金等交付要綱

平成30年6月18日	制 定	林振第188号
令和元年8月30日	一部改正	林振第250号
令和元年12月17日	一部改正	林振第475号
令和3年6月3日	一部改正	林振第133号
令和4年2月25日	一部改正	林振第515号
令和4年5月25日	一部改正	林振第113号
令和5年5月24日	一部改正	林振第114号
令和6年5月24日	一部改正	林振第106号
令和7年5月29日	一部改正	林振第110号
令和8年6月2日	一部改正	林振第135号

（目的）

第1 カarbonニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）別表1に掲げる事業実施主体（国交付等要綱第3第4項に規定する災害等緊急に対応するための事業（以下「災害等緊急対応事業」という。）にあつては、林野庁長官が別に定める事業実施主体。以下「事業実施主体」という。）が岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業実施要領（平成30年6月18日付け林振第189号岩手県農林水産部長通知）及び岩手県里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和7年5月26日付け森整第193号農林水産部長通知）（以下これらを「県実施要領」という。）に基づいて別表第1のⅠに掲げる岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業及び別表第1のⅡに掲げる岩手県里山林活性化による多面的機能発揮対策（以下これらを「事業」という。）を行う場合に要する経費及び事業実施主体が県実施要領に基づいて事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金等を交付する。

（補助金等の交付の対象及び補助金等の額）

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助金等の額は、別表第1のとおりとする。
2 前項に定めるもののほか、災害等緊急対応事業に要する経費及びこれに対する補助額は、林野庁長官及び知事が別に定めるところによるものとする。

（経費相互間の流用の禁止）

第3 別表第1に掲げる経費は、区分相互間の流用をしてはならない。

（補助事業等に要する経費の配分及び補助事業等の内容の軽微な変更）

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
（1） 別表第1のメニューの欄に規定するメニューの新設、中止又は廃止
（2） 事業の事業実施主体の変更
（3） 事業に係る事業費から附帯事務費への経費の流用
（4） 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）別表2に規定する目標（以下「目標」という。）ごとの同要領第2第1項に規定する指標の変更、追加又は廃止

(5) 目標ごとの事業実施主体の新設

(6) 別表第1のⅡの部における交付金額の増減、事業費の30%を超える減額及び交付金事業の中止又は廃止

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金等の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第6 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間又は農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5に定める期間のいずれか長い期間とする。

2 規則第19条第1項第2号に規定する機械及び重要な器具で知事が指定するものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した1件あたりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

3 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(立入検査等)

第7 知事又は広域振興局長（以下「知事等」という。）は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村等を除く。）又は地域協議会（以下「補助事業者等」という。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者等は、補助事業等の全部又は一部を補助金等の交付により実施する場合において、当該補助金等の交付に当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金等の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者等は、補助事業等の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(前金払)

第8 知事等は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助金前金払請求書（様式第6号）を知事等に提出しなければならない。

(概算払)

第9 知事は、交付金の概算払をすることがある。

2 地域協議会は、前項に規定する交付金の概算払を請求しようとするときは、岩手県里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(事業の遂行の状況に係る報告書)

第10 補助事業者は、補助金の交付決定があった年度の9月30日現在における事業の実施状況について、当該年度の10月10日までに、岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業遂行状況報告書（様式第8号）を知事等に提出しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月30日から施行し、令和元年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要綱に規定する様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年12月17日から施行し、令和元年10月12日以後に事業実施主体が行う取組について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月3日から施行し、令和3年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要綱に規定する様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月25日から施行し、令和3年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要綱に規定する様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月25日から施行し、令和4年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要綱に規定する様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月24日から施行し、令和5年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要綱に規定する様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月24日から施行し、令和6年度に交付する補助金等から適用する。
- 2 改正後の要綱に規定する様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

- 3 岩手県森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成29年10月11日付け森整第461号森林整備課総括課長通知）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に岩手県森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月29日から施行し、令和7年度に交付する補助金等から適用する。
- 2 改正後の要綱に規定する様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月2日から施行し、令和8年4月7日から適用する。
- 2 改正後の要綱に規定する様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

別表第1（第2関係）

区 分	メニュー	経 費	補助金等の額
I 林業・木材産業循環成長対策 1 森林整備・林業等振興整備交付金	(1) 循環型資源基盤整備強化対策 ア 間伐材生産	1 事業費 事業実施主体が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費	定額
		2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
	イ 路網整備・機能強化	1 事業費 事業実施主体が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費	国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る経費の（1）及び（2）については定額 （3）～（5）については当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。 （6）のうち、レーザ計測機器整備については当該経費の2分の1に相当する額（ただし、一式当たり250万円を上限とする。）、路網線形設計支援ソフト整備については定額（ただし、一式当たり70万円を上限とする。）、3次元設計ソフト整備については定額（ただし、一式当たり135万円を上限とする。）
		2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
	ウ 省力・低コスト再造林対策	1 事業費 事業実施主体が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1又は3分の2に相当する額を上限とする。）
		2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
	エ コンテナ苗生産基盤施設等の整備	1 事業費 市町村が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
		2 附帯事業費 市町村が附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
		3 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）

区 分	メニュー	経 費	補助金等の額
	(2) 先進的な林業機械等の整備	<p>1 事業費 市町村が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</p> <p>2 附帯事業費 市町村が附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</p> <p>3 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費</p>	<p>国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る経費の（1）については定額（ただし、当該経費の3分の1に相当する額を上限とする。）ただし、（1）のうち、林業用四輪駆動ダンプトラックにあつては定額（4分の1）、ロングリーチハーベスタ、林業用資材運搬ドローン等にあつては定額（ただし、当該経費の10分の4に相当する額を上限とする。）、実践体制評価を受け評定されているなどの場合、新たに造林事業を開始する者にあつては定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）</p> <p>国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る経費の（2）～（4）については定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）</p> <p>定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）</p> <p>定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）</p>
	(3) 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策 ア 木材加工流通施設等の整備	<p>1 事業費 市町村が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</p> <p>2 附帯事業費 市町村が附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</p> <p>3 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費</p>	<p>定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）ただし、木材集出荷用機械（原木輸送用トラック）の導入にあつては、定額（ただし、当該経費の3分の1に相当する額を上限とする。）</p> <p>定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）</p> <p>定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）</p>

区 分	メニュー	経 費	補助金等の額
	イ 木質バイオマス利用促進施設の整備	1 事業費 市町村が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る経費の1については定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）、2については定額（ただし、当該経費の3分の1又は100分の15に相当する額を上限とする。）、3については定額（ただし、当該経費の3分の1に相当する額を上限とする。）ただし、2及び3については、林野庁長官が別に定める「地域内エコシステム」の構築等に資する取組に位置付けられる施設並びに機械及びその附帯施設にあっては、定額（ただし、当該経費の2分の1又は3分の1に相当する額を上限とする。）
		2 附帯事業費 市町村が附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
		3 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
	ウ 特用林産振興施設等の整備	1 事業費 市町村が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
		2 附帯事業費 市町村が附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
		3 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）

区 分	メニュー	経 費	補助金等の額
2 森林整備・林業等振興推進交付金	エ 木造公共建築物等の整備	<p>1 事業費 市町村が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1に掲げる事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</p> <p>2 附帯事業費 市町村が附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</p> <p>3 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費</p>	<p>定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額（ただし、当該経費の15%に相当する額を上限とする。）、木質内装については定額（ただし、当該経費の3.75%に相当する額を上限とする。）</p> <p>定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）</p> <p>定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）</p>
	(1) 森林整備地域活動支援対策	市町村が国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額
	(2) 森林資源保全対策	市町村が国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
	(3) 林業の多様な担い手の育成	事業実施主体が国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る事業を行う場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
	(4) 林業経営体育成対策（林業機械リース等支援） ア 林業機械リース支援	市町村が国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額（ただし、リース物件価格の4分の1、3分の1、10分の4又は2分の1に相当する額を上限とする。）
Ⅱ 森林・山村地域活性化振興対策 1 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金		活動組織が国交付等要綱別表1のうち左記の区分に係る事業を行う場合に要する経費	定額（ただし、各活動の種類ごとに、別に定める。）

別表第 2（第 11 関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部 数	提出期日
規則第 4 条の規 定による書類	1 岩手県森林・林業・木材 産業グリーン成長総合対策 事業費補助金交付申請書	第 1 号の 1	1 部	別に定める。
	(1) 事業計画書	第 2 号の 1	1 部	
	(2) 収支予算書	第 3 号の 1	1 部	
	(3) その他知事等が必要 と認める書類			別に定める。
	2 岩手県里山林活性化によ る多面的機能発揮対策交付 金事業交付金交付申請書	第 1 号の 2	1 部	
	(1) 事業計画書	第 2 号の 2	1 部	
	(2) 収支予算書	第 3 号の 2	1 部	
	(3) その他知事が必要と 認める書類			
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の 規定により承認 を受ける場合の 書類	1 岩手県森林・林業・木材 産業グリーン成長総合対策 事業変更（中止、廃止）承 認申請書	第 4 号の 1	1 部	変更（中止、廃 止）の理由が生 じた日から 15 日以内
	(1) 事業計画書	第 2 号の 1	1 部	
	(2) 収支予算書	第 3 号の 1	1 部	
	(3) その他知事等が必要 と認める書類			変更（中止、廃 止）の理由が生 じた日から 15 日以内
	2 岩手県里山林活性化によ る多面的機能発揮対策交付 金事業変更（中止、廃止） 承認申請書	第 4 号の 2	1 部	
	(1) 事業計画書	第 2 号の 2	1 部	
	(2) 収支予算書	第 3 号の 2	1 部	
	(3) その他知事が必要と 認める書類			

規則第 13 条第 1 項の規定によ る書類	1 岩手県森林・林業・木材 産業グリーン成長総合対策 事業費補助金請求（精算） 書	第 5 号の 1	1 部	事業完了後 15 日以内又は 3 月 20 日のいずれ か早い日
	(1) 事業実績書	第 2 号の 1	1 部	
	(2) 収支精算書	第 3 号の 1	1 部	
	(3) その他知事等が必要 と認める書類			
	2 岩手県里山林活性化によ る多面的機能発揮対策交付 金事業交付金請求（精算） 書	第 5 号の 2	1 部	事業完了後 30 日以内又は 2 月 末日のいずれか 早い日
	(1) 事業実績書	第 2 号の 2	1 部	
	(2) 収支精算書	第 3 号の 2	1 部	
	(3) その他知事が必要と 認める書類			